

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。 ■一般的な事務の流れ ①国税庁(税務署)に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るものについて、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ②土地・家屋登記情報を元に県内市町が作成した不動産評価情報について、地方税ポータルセンタ経由で地方税外部連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ③電子申告を希望する納税義務者から、地方税ポータルセンタ経由で電子申告を受ける。電子申告において申告内容に個人番号は含まれない。電子申告に係る申告情報は、電子申告等システムから税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ④紙面での申告を希望する納税義務者から、申告書等の提出を受ける。申告書等には個人番号を含む場合がある。 ⑤紙面での申告のうち、データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。委託業者がデータ化した申告内容は、税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ⑥紙面での申告のうち、データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ申告内容や宛名情報等を入力する。 ⑦申告書等の内容を調査する。 ⑧納税義務者から納税通知書の電子配信希望申請があった場合、税務総合システム(課税管理サブシステム)に連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。 ⑨電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。 ⑩納税義務者に紙の納税通知書、納付書を送付するとともに、納付情報を共通納税システムへ登録する。 ⑪納税義務者が共通納税システムを用いて電子納付した場合、共通納税システムから連携された納付情報を税務総合システム(収納管理サブシステム)に取り込む。 ⑫納税義務者が金融機関等で納付した場合、金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑬⑭納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑮収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑯督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。 ■特定個人情報を管理する県税の種類(参考) 個人県民税(※1)、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、県たばこ税、産業廃棄物税、鉾区税、狩猟税 (※1) 個人県民税は市町村が賦課徴収を行うが、市町村の同意を得て、県が徴収等を行う滞納者の情報のみ管理している。(地方税法第48条)
③システムの名称	税務総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第24の項、第133の項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税政課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	「I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成28年4月1日	「I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I 関連情報 — 5. 評価実施機関における担当部署」の②所属長	課長 大崎 泰弘	課長 渡邊 康之	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I 関連情報 — 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」の連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3222	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3217	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年5月31日	「I 関連情報 — 3. 個人番号の利用」の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	「I 関連情報 — 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二第28の項	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更にあたらない変更 (法令の題名等の形式的な変更)
平成30年12月14日	「I 関連情報 — 5. 評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	課長 渡邊 康之	課長	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成30年12月14日	「II しきい値判断項目 — 1. 対象人数」のいつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年9月14日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成30年12月14日	「II しきい値判断項目 — 2. 取扱者数」のいつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年9月14日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われているリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	特に力を入れている	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 4.特定個人情報の取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	IV リスク対策 5.特定個人情報 の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通 じた提供を除く。)不正な提 供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	—	接続しない(提供)	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 7.特定個人情 報の保管・消去	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 8.監査 実施 の有無	—	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 9.従業者に対 する教育・啓発 従業者に対 する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらない変更 (様式の変更)
平成31年4月1日	「I 関連情報 — 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停 止請求」の請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム ページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム ページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	「Ⅰ 関連情報 — 3. 個人番号の利用」の法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	事後	重要な変更にあたらない変更（法令の題名等の形式的な変更）
令和3年9月9日	「Ⅰ 関連情報 — 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	・番号法第19条第8号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更にあたらない変更（法令の題名等の形式的な変更）
令和5年12月25日	「Ⅱ しきい値判断項目 — 1. 対象人数」のいつ時点の計数か	平成30年9月14日 時点	令和5年8月23日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）
令和5年12月25日	「Ⅱ しきい値判断項目 — 2. 取扱者数」のいつ時点の計数か	平成30年9月14日 時点	令和5年8月23日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）
令和6年8月16日	「Ⅱ しきい値判断項目 — 1. 対象人数」のいつ時点の計数か	令和5年8月23日 時点	令和6年8月16日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）
令和6年8月16日	「Ⅱ しきい値判断項目 — 2. 取扱者数」のいつ時点の計数か	令和5年8月23日 時点	令和6年8月16日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）
令和7年1月17日	Ⅰ 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式の変更による。
令和7年1月17日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	[○] 人手を介在させる作業はない	事後	様式の変更による。
令和7年1月17日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式の変更による。
令和7年4月5日	Ⅰ 関連情報—3. 個人番号の利用—法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第24の項、第133の項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	事後	重要な変更にあたらない変更（法令の題名等の形式的な変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月5日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条各号	・番号法第19条第8号 別表第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	重要な変更にあたらない変更（法令の題名等の形式的な変更）
	「I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要」	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。	事前	重要な変更にあたらない変更（本評価書中、※が付された項目以外の変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 関連情報 － 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の概要」 (承前)	■一般的な事務の流れ ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。 ③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ④申告書等の内容を調査する。	■一般的な事務の流れ ①国税庁(税務署)に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るものについて、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ②土地・家屋登記情報を元に県内市町が作成した不動産評価情報について、地方税ポータルセンタ経由で地方税外部連携システムへと連携されたデータを税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)に取り込む。 ③電子申告を希望する納税義務者から、地方税ポータルセンタ経由で電子申告を受ける。電子申告において申告内容に個人番号は含まれない。電子申告に係る申告情報は、電子申告等システムから税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ④紙面での申告を希望する納税義務者から、申告書等の提出を受ける。申告書等には個人番号を含む場合がある。 ⑤紙面での申告のうち、データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。委託業者がデータ化した申告内容は、税務総合システム(課税管理サブシステム・共通宛名サブシステム)へと取り込む。 ⑥紙面での申告のうち、データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ申告内容や宛名情報等を入力する。 ⑦申告書等の内容を調査する。	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅰ 関連情報 － 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の概要」 (承前)	⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。 ⑥納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑩収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑪督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。	⑧納税義務者から納税通知書の電子配信希望申請があった場合、税務総合システム(課税管理サブシステム)に連携する。希望申請は、個人特定のために個人番号を含む。 ⑨電子配信希望申請のあった納税義務者に対しては、納税通知書の電子データをeLTAX通知等電子配信システムを用いて配信する。 ⑩納税義務者に紙の納税通知書、納付書を送付するとともに、納付情報を共通納税システムへ登録する。 ⑪納税義務者が共通納税システムを用いて電子納付した場合、共通納税システムから連携された納付情報を税務総合システム(収納管理サブシステム)に取り込む。 ⑫納税義務者が金融機関等で納付した場合、金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑬⑭納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑮収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。 ⑯督促した納税義務者から納付がない場合は滞納整理を行う。 (略)	事前	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅰ 関連情報 － 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ③システムの名称」	税務総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、統合宛名管理システム	税務総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム、統合宛名管理システム、中間サーバー	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅱ しきい値判断項目 － 1. 対象人数 － いつ時点の計数か」	令和6年8月16日 時点	令和8年6月12日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)
	「Ⅱ しきい値判断項目 － 2. 取扱者数 － いつ時点の計数か」	令和6年8月16日 時点	令和8年6月12日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更 (本評価書中、※が付された項目以外の変更)